

○国土交通省令第 号

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の五第六号及び第三十一条並びに特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）第十八条の規定に基づき、河川法施行規則及び特定多目的ダム法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

河川法施行規則及び特定多目的ダム法施行規則の一部を改正する省令

第一条 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第一条の二各号」を「第一条の三各号」に改める。

第七条の二第二項に次の一号を加える。

三 流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため
の堤防の新築又は改築

第十八条の二第三項中「第一条の二各号」を「第一条の三各号」に改める。

第二十六条第一項中「の例により行なうものとする」を「により行うことを例とする」に、「附近」を「付近」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

第三十八条中「第一条の二各号」を「第一条の三各号」に改める。

第二条 特定多目的ダム法施行規則（昭和三十二年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「の例により行うものとする」を「により行うことを例とする」に、「附近」を「付近」に、「そのつど」を「その都度」に改める。

附 則

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。